

別添資料1

○(仮称)酒田市コミュニケーションポート設置管理条例

(平成31年3月19日条例第6号)

(設置)

第1条 市民の多様な活動及び学習の場を創出し、並びに支援するとともに、市民の交流促進及び中心市街地の活性化を図るため、(仮称)酒田市コミュニケーションポート(以下「コミュニケーションポート」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニケーションポートの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 (仮称)酒田市コミュニケーションポート

(2) 位置 酒田市幸町一丁目10番1号

(構成施設)

第3条 コミュニケーションポートは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) (仮称)酒田市立ライブラリーセンター(以下「ライブラリーセンター」という。)

(2) (仮称)酒田市観光情報センター(以下「観光情報センター」という。)

(3) (仮称)酒田市酒田駅前駐車場(以下「駐車場」という。)

(4) (仮称)酒田市コミュニケーションポート広場(以下「広場」という。)

(5) (仮称)酒田市酒田駅前バス停留所(以下「バス停留所」という。)

2 コミュニケーションポートは、前項に規定する施設の相互の連携を図ることにより、総合的かつ有機的に運営されなければならない。

3 第1項第1号に規定するライブラリーセンターの設置及び管理に関し必要な事項は、酒田市立図書館設置管理条例(平成17年条例第197号)の定めるところによる。

(所長の設置)

第4条 コミュニケーションポートに、所長を置く。

2 所長は、コミュニケーションポートの管理運営に関し統括するとともに、関係機関との連携・調整を行うものとする。

3 コミュニケーションポートの構成施設に対し指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するものをいう。以下同じ。)を置く場合において、第1項に規定する所長に、指定管理者が管理する当該施設の業務に従事する者のうちからふさわしいものを選任することができる。

(審議会の設置等)

第5条 次に掲げる事項を調査審議し、その結果を酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告し、又は意見を述べる附属機関として、(仮称)コミュニケーションポート運営評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) コミュニケーションポートの管理運営、評価等に関すること。

(2) 図書館法(昭和25年法律第118号)に基づく図書館の管理運営、評価等に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める重要事項に関すること。

2 審議会の委員は、学識経験のある者、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに観光事業の関係者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 審議会の委員の定数は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を委嘱し、又は任命し、審議会に出席させることができる。この場合において、臨時委員は前項に規定する定数に含めないものとする。

5 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(指定管理者による管理)

第6条 第3条第1項に規定する施設(同項第1号及び第5号に規定する施設を除く。以下「指定管理対象施設」という。)の管理は、指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第16条に規定する使用の制限、第17条に規定する使用の許可、第18条第1項に規定する使用許可の取消し及び第20条第2項に規定する原状回復義務の特例承認に関する業務

(2) 指定管理対象施設の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(3) 指定管理対象施設の安全及び防犯の確保に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理対象施設の管理及び運営に関して市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第16条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「コミュニケーションポート」とあるのは「指定管理対象施設」と、第17条、第18条第1項及び第20条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第8条 指定管理者が指定管理対象施設の管理を行う期間は、議会の議決を経て定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして別に定める書面

2 前項の規定は、前条ただし書の再指定の場合について準用する。

(指定管理者の指定)

第10条 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、使用対象者の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、コミュニケーションポートの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、指定管理対象施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第12条 市長は、指定管理対象施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第14条 指定管理対象施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間	備考
観光情報センター	午前9時から午後7時まで	ただし、コインロッカーは、午後9時までとする(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに規則で定める日は、除く。)
駐車場	午前零時から午後12時まで	
広場	午前零時から午後12時まで	ただし、第17条により使用の許可を受けて利用する場合は、午前9時から午後9時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第15条 指定管理対象施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、駐車場及び広場については、休館日は設定しないものとする。

名称	休館日
観光情報センター	12月31日から翌年1月2日までの日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は開館することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、市長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(使用の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、コミュニケーションポートの利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 施設若しくはその展示物等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められる者

- (3) 前2号に掲げるもののほか、コミュニケーションポートの管理運営上支障があると認められる者

(使用の許可)

第17条 駐車場(月極駐車に限る。)及び広場(広場の全部又は一部を独占して使用する場合に限る。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設若しくはその展示物等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、コミュニケーションポートの管理運営上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用許可の取消し等)

第18条 市長は、前条の規定による使用の許可を受けた者又はコインロッカー若しくは駐車場(月極駐車は除く。)の使用者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可を受けた使用許可の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニケーションポートの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用权の譲渡等の禁止)

第 19 条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 20 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第 13 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理対象施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は第 18 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第 21 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 22 条 市長は、特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第 23 条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償義務)

第 24 条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により指定管理対象施設の施設若しくは設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第 25 条 指定管理者又はその管理する指定管理対象施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、酒田市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 20 号)第 13 条に規定する協定を遵守し個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該指定管理対象施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(バス停留所の使用承認)

第 26 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者がバス停留所を路線バスの停留所として使用する場合は、

あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

(準用)

第27条 第20条第2項及び第24条の規定は、前条の規定により承認を受けた者(以下「バス停使用者」という。)について準用する。この場合において、第20条第2項中「使用者」とあるのは「バス停使用者」と、「第18条第1項の規定により許可」とあるのは「承認」と、第24条中「指定管理者又は使用者」とあるのは「バス停使用者」と、「指定管理対象施設」とあるのは「バス停留所」と読み替えるものとする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による審議会の設置及び委員の委嘱又は任命、第9条の規定による指定の申請、第10条の規定による指定、第26条の規定による使用の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第21条関係)

1 コインロッカー使用料

区分	使用料
小型	1日につき 100円
大型	1日につき 400円

2 駐車場使用料

区分	車種	使用料
普通 駐車 車	普通	午前8時から午後
	自動	10時まで
	車	午前零時から午前8時まで及び午後10時から午後12時まで
		最初の2時間までは、無料とする。 2時間を超える分は、30分ごとに110円を加算した額とする。
		30分ごとに110円を加算した額とする。

		特例措置	上記の算定により合計額が1,000円を超える場合は、当該算定にかかわらず入場から24時間までは1,000円とし、24時間を超える場合は1,000円に超過時間30分ごとに110円を加算した額とする。
月極駐車	普通自動車	1台につき1月11,000円とする。ただし、月極駐車の対象は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく酒田駅前地区第一種市街地再開発事業により整備された集合住宅に居住する者で規則で定めるものに限るものとする。	

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に定める自動車の種類をいう。
- 2 月極駐車を開始日が月の初日後である場合、又は終了日が月の末日前である場合においては、当該開始日又は当該終了日の属する月は、それぞれ1月とみなす。

3 広場使用料

区分	使用料
午前9時から午後1時まで	1回につき1平方メートル当たり 10円
午後1時から午後5時まで	1回につき1平方メートル当たり 10円
午後5時から午後9時まで	1回につき1平方メートル当たり 10円

備考

- 1 入場料(入場料とみなされるものを含む。)を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 2 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。

別添資料 2

○酒田市立図書館設置管理条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 197 号)

改正 平成 21 年 9 月 18 日条例第 44 号 平成 24 年 3 月 19 日条例第 9 号

平成 28 年 12 月 15 日条例第 36 号 平成 31 年 3 月 19 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、酒田市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(仮称)酒田市立ライブラリーセンター	酒田市幸町一丁目 10 番 1 号
酒田市立光丘文庫	酒田市中町一丁目 4 番 10 号

2 (仮称)酒田市立ライブラリーセンター(以下「ライブラリーセンター」という。)に次のとおり分館を置く。

名称	位置
八幡分館	酒田市観音寺字寺ノ下 41 番地
松山分館	酒田市字山田 20 番地の 1
ひらた図書センター	酒田市飛鳥字契約場 35 番地

(指定管理者による管理)

第 3 条 図書館(分館を含むものとする。以下同じ。)の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の利用に供する業務
- (2) 図書館の設置目的に資するための事業に関する業務
- (3) 第 13 条に規定する使用の制限、第 14 条に規定する使用の許可、第 15 条第 1 項に規定する使用許可の取消し及び第 17 条第 2 項に規定する原状回復義務の特例承認に関する業務
- (4) 図書館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 図書館の安全及び防犯の確保に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の管理及び運営に関して教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第13条、第14条、第15条第1項及び第17条第2項の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が図書館の管理を行う期間は、議会の議決を経て定める期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書面

2 前項の規定は、前条ただし書の再指定の場合について準用する。

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 事業計画書の内容が、使用対象者の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、図書館に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 管理に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間	備考
ライブラリーセンター	午前9時から午後9時まで	ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)は、午後7時までとする。
酒田市立光丘文庫	午前9時30分から午後4時45分まで	
八幡分館	午前9時30分から午後6時30分まで	ただし、日曜日及び祝日は、午後5時までとする。
松山分館	午前9時30分から午後5時まで	
ひらた図書センター	午前9時30分から午後6時30分まで	ただし、日曜日及び祝日は、午後5時までとする。

2 ひらた図書センターの学習室の開館時間については、前項の規定にかかわらず、午前8時30分から午後9時30分までとする。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

名称	図書整理期間	年末年始	定期休館日
ライブラリーセンター	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	毎月第2水曜日及び第4水曜日とし、その日が祝日に当たるときは、教育委員会が別に定める日とする。
酒田市立光丘文庫	年間14日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	日曜日、土曜日及び祝日
八幡分館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3日曜日
松山分館	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3日曜日
ひらた図書センター	年間7日以内で教育委員会が定める日	12月29日から翌年1月3日までの日	第3月曜日(ただし、その日が祝日に当たるときは、当該祝日以後の直近の祝日でない日とする。)

2 ライブラリーセンターにおいて、教育委員会の定めるところにより前項の休館日においても、ライブラリーセンターの一部を開館することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。

(使用の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料及び施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 図書館内の風紀秩序を乱し、又は騒がしい行為をした者
- (2) 危険物、動物その他これに類するものを携帯している者
- (3) 感染症疾患があると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、図書館の管理運営上支障があると認められる者

(使用の許可)

第14条 ライブラリーセンターの研修室(以下「研修室」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設若しくはその展示物等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、ライブラリーセンターの管理運営上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。
(使用許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、研修室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、ライブラリーセンターの管理運営上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、研修室の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった図書館の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は第15条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第18条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第19条 市長は、特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第20条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により図書館の施設若しくは設備を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、事故又は災害等で市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者又はその管理する図書館の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、酒田市個人情報保護条例(平成17年条例第20号)第13条に規定する協定を遵守し個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱又は任命された委員の任期は第5条第3項の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則(平成21年9月18日条例第44号)

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の酒田市図書館設置条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく酒田市図書館協議会の委員は、この条例による改正後の酒田市図書館設置条例の規定による酒田市図書館協議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による委員の残任期間とする。

附 則(平成 28 年 12 月 15 日条例第 36 号)

この条例は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日条例第 7 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日

(3) 第 2 条の規定 規則で定める日

(第 1 条の規定による改正に伴う関係条例の一部改正)

第 2 条 酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例(平成 17 年条例第 196 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(ひらた図書センター)」に改め、同条中「酒田市ひらた図書センター」を「酒田市立図書館設置条例(平成 17 年条例第 197 号)第 2 条第 2 項に規定するひらた図書センター」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項を削る。

(第 2 条の規定による改正に伴う経過措置)

第 3 条 第 2 条の規定の施行の前日において、当分の間、ライブラリーセンターについては、別に教育委員会が定めるところにより、一部の施設を供用することができる。

2 第 2 条の規定の施行の前日において、同条の規定による改正前の酒田市立図書館設置条例第 5 条の規定により委嘱又は任命された図書館協議会の委員である者の任期は、その日に満了する。

(第 2 条の規定の施行前の準備)

第 4 条 第 2 条の規定による改正後の酒田市立図書館設置管理条例第 6 条の規定による指定の申請、第 7 条の規定による指定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、第 2 条の規定の施行の前日においても行うことができる。

(第 2 条の規定による改正に伴う関係条例の一部改正)

第5条 酒田市総合文化センター設置条例(平成17年条例第182号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条 酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設設置管理条例の一部を次のように改正する。第3条中「酒田市立図書館設置条例」を「酒田市立図書館設置管理条例」に改める。

別表(第18条関係)

区分	使用料					
	日曜日及び祝日			月曜日から土曜日まで(祝日を除く。)		
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
研修室	1回につき 760円	1回につき 760円	1回につき 380円	1回につき 760円	1回につき 760円	1回につき 760円

備考

- 1 使用料は、1室についての額とする。
- 2 入場料(入場料とみなされるものを含む。)を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 興行を目的とする使用の場合は、使用料の5倍の額とする。